

蓮田市前金払取扱要綱

(平成9年3月27日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号）第34条の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事であつて、建設工事における請負代金額及び建設工事に係る業務委託における委託金額（以下、「契約金額」という。）が一件500万円以上のものを対象とする。

(前金払の割合等)

第3条 当該契約金額に対する前金払の割合は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事 10分の4以内
 - (2) 建設工事に係る業務委託（設計・調査・測量） 10分の3以内
- 2 削除
 - 3 前払金の支払額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約の各年度の支払限度額に対してすることができる。
 - 5 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。
 - 6 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約の各年度の支払限度額に対してすることができる。
 - 7 第4項及び第6項の規定による前金払においては、第1項中「当該契約金額」を「当該契約の各年度の支払限度額」と読み替える。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、契約締結の日から30日以内に前金払請求書（様式）に保証事業会社（法に規定する保証事業会社をいう。）の保証証書（原本）及びその写し並びに市の指定する請求書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第4項及び第6項の規定による前金払において、契約を締結した会計年度以外の会計年度の前金払については、前項中「契約締結の日から30日以内」を「前金払を行う当該年度の開始の日から30日以内」と読み替える

ものとする。

3 前払金の支払い時期は、前金払申請書を受理した日から14日以内とする。

4 前払金の支払いは、申請者が第1項の保証証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

(前払金の額の変更等)

第5条 市長は、前払金を支払った後、契約内容の変更により契約金額に著しい増額が生じたときは、変更後の前払金の額に相当する額から既に支払った前払金の額を差し引いた金額の範囲内の額を前払金として追加して支払うことができる。この場合において、前金払の申請及び支払の方法は前条の規定を準用する。

2 前払金の支払を受けた者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合においては、既に支払を受けた前払金の額が変更後の契約金額の10分の5を超えたときは、その超過した額を変更契約の締結後30日以内に返還しなければならない。

(前払金の使途制限)

第6条 前払金は、当該契約の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機器購入費（当該契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該契約の施行に要する経費以外の経費に充てることはできない。

(前払金の返還)

第7条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 申請者の責めに帰すべき理由により契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第8条 市長は、第5条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金の額を市長の指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還日までの日数に応じ、返還すべき額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、前金払について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則 (令和8年3月4日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

前 金 払 請 求 書

- 1 工 事 名
(委 託 業 務 名) _____
- 2 工 事 箇 所
(委 託 箇 所) _____
- 3 工 期 自 年 月 日
(履 行 期 間) 至 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額
(委 託 金 額) _____ 円
- 5 前 金 払 請 求 額 _____ 円

上記の工事（業務委託）について前金払を請求いたします。

年 月 日

蓮田市長 様

住 所
請負者（受託者）
氏 名

* 下記前金払専用普通預金口座にお振り込み下さい。

金融機関名 _____

本支店名 _____

口座NO. _____